

南薫校区建物等事後調査業務委託 特記仕様書

1. 業務目的

久留米市発注の解体工事の施工に伴い発生した建築物等の損害等（以下「事業損失」という。）を第三者におよぼしたおそれがあるものについて、事業損失の判断の参考並びに費用負担の用に供する。

2. 物件概要

住所：久留米市通町地内

構造：鉄筋コンクリート造

主要用途：用途区分イ

調査対象床面積：200 m²未満

損害等：

- ・漏水：天井面…3か所
- ・漏水：壁面（電気設備等）…2か所
- ・損傷：外構…1か所

事前調査：無し

3. 委託期間

90日間

4. 業務を行う者の資格等

業務を行うにあたり、次に定める資格を有する者を配置しなければならない。

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士

5. 業務に関する一般事項

（1）施工上の義務及び心得

請負者は、建物調査業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか次の事項を遵守しなければならない。

- ① 本業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他人に漏らしてはならない。
- ② 本業務は、権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の参考及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
- ③ 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やか

に調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

(2) 技術基準及び参考図書

本業務に関しては、本仕様書によるほか、次の規定に準拠する。

- ① 用地調査業務委託共通仕様書（福岡県県土整備部）
- ② 九州地区用地対策連絡会損失補償基準標準書及び用地調査等共通仕様書（九州地区用地対策連絡会）

(3) 打合せ等

- ① 請負者と調査職員は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度請負者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- ② 本仕様書で定める業務の区切りにおいて、請負者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について請負者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- ③ 請負者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

(4) 土地等の立ち入り

請負者は、業務を実施するため、私有地及び建物内に立ち入る場合は、事前に関係者の同意を得るとともに協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

6. 作業内容

(1) 打合せ協議

当初、中間打合せ及び完了時の3回を基本とするが、必要に応じて適宜打合せを行うものとする。

(2) 建物調査

① 現地調査

- ・ 請負者は損害カ所について、室内および屋外の可視範囲において調査する。
- ・ 天井裏を調査することが望ましい場合、建物所有者の了解が得られれば、請負者は支障ない範囲で天井仕上げ材を一時取り外して天井裏についても調査する。
- ・ 請負者は、これ以外の調査をする必要があると判断した場合は、調査職員と協議するものとする。

② 漏水原因の考察

- ・ ①により、漏水原因の考察を行う。

③ 漏水発生要因の考察

- ・①および市が提供する資料により、②について想定される要因および時期について、それぞれの要因について考察を行う。

(3)費用負担の算定

損害カ所を解体工事に起因する損傷とみなし、補修するための費用負担額を算定する。

(4) 報告書作成

成果品は電子媒体1部、紙媒体2部とする。

報告書の内容は下記のものとする。

- ① 調査概要（調査位置図、調査一覧表等）
- ② 調査結果（建物等調査書、損傷調査書、写真帳、補修概要等）
- ③ 漏水原因・漏水発生要因考察書
- ④ 費用負担額算定書（積算根拠、数量を含む）

7. 検査

請負者は、成果品提出に際し内容等について事前に検査・確認を行い、完了検査を受けるものとする。成果品に不備な箇所が見受けられた場合は、速やかに訂正しなければならない。また、成果品納入後でも同様とする。なお、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

8. 障害者差別解消の推進に関する事項

請負者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

9. 暴力団排除に関する事項

請負者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。